

令和4年9月 農業委員会総会

令和4年9月5日（月）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後4時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

篠原庄一	竹尾謙一
高崎孝	小坂和男
斉藤孝壹	

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鵜澤主任主事（書記）

4. 議題 第1号議案 農地法5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第4条の届出について（1件） 農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和4年9月5日（月）

古川事務局長 ただいまから令和4年9月の農業委員会総会を開会いたします。本日より予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 本日はご苦労様です。稲刈り等で忙しい中出席いただきありがとうございます。酒々井町でも新型コロナウイルス感染症が収束しない状態が続いておりますので、本日も現地確認は中止とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

古川事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田早苗委員、7番 飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案1件、専決処理その他ですので、よろしくお願いいたします。

相京議長 次に、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

古川事務局長 第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていた

できます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は墨在住者です。申請地は、墨の農地3筆で、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は合計で3,641㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。位置については、2ページの位置図と3ページの公図を参考にいただければと思います。権利の種類は、地上権です。なお、申請地3筆のうち、墨〇〇〇〇〇〇〇については、地下20m程度の場所に〇〇〇の管理する下水管が敷設されており、こちらに関連した地上権が設定済みとなっています。本申請においては既存の地上権の設定範囲を除いた範囲内で新たに地上権の設定を予定しています。既存の地上権との関係については、現在、〇〇〇の担当部局と協議中ですが、問題ない見込みとなっています。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。事業計画については、6,7ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。計画施設内容については、発電設備としてパネル1,380枚、パワコン5台を設置します。20年平均の年間発電量は521,687kwh、売電単価11円で積算した売電金額は5,738,559円を見込んでいます。売電先は〇〇〇〇〇〇で、売電開始時期は令和5年1月末頃を予定しています。配線に関する工事は〇〇〇〇〇が行い、配線は申請地西側道路の既存電柱に接続します。土地の造成は軽く転圧をかけるのみで、砂利を敷いたりコンクリート舗装はしません。なお、本申請地は土地改良区の受益地とはなっていません。土地選定理由は、土地所有者から当該土地の地上権の設定を受けることができることとなったため選定しました。用水・排水計画については、上下水道は使用せず、排水は雨水のみで、他の土地へ流すことなく地下浸透とします。防災計画については、被害対策には万全を期し、万が一被害が発生した場合は申請者の責任において誠実に対応するとのこと。周辺農地の営農への影響については、設置する工作物は高さ2.7m程度のため、周囲に日照・通風の影響はないものと考えます。また、強風などでパネルが飛散しないように風速38メートルまで耐える施工方法を取り、万が一周囲に被害が発生し

た場合は申請者の責任において誠実に対応するとのこと。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は高崎委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎推進委員 特に問題ないと思います。

相 京 議 長 高崎委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。それでは、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 ○○○○の○○○と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 提出されました農地法5条許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 申請人である○○○○○○○○○○○○○○○○○○は売電事業によって収益を得ている会社です。今回、土地の所有者である○○○○様から地上権設定を受けることが可能となったため、20年間売電設備を設置して売電により収益をあげることを計画しました。売電終了後は原状回復し、土地所有者に

お返しすることを予定しています。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

高 崎 推 進 委 員 申請地の東側は〇〇〇〇さんが所有する土地と隣接していると思いますが、境界は明確にわかりますか。

申 請 代 理 人 ブロック塀が設置してあり、その延長線上にあると思います。

高 崎 推 進 委 員 境界の杭はありましたか。

申 請 代 理 人 確認しましたが、境界の杭はなかったように思います。それでも、設置する前に両隣の地権者の立ち会いのもと、設置する範囲を設定しますので問題ないです。

木 我 農 業 委 員 申請地の正面道路がカーブになっていて、道路を挟んで反対側にトレーラーが出入りする駐車場がありますが、出入り口に人は配置しますか。この道路は交通量が多く、時間帯によっては通行が危険だと思います。

申 請 代 理 人 現時点でそこまでは計画していませんが、必要とあれば配置を検討します。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので許可相当とすることに決定し、県に進達しますが、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとなりますので、意見回答を得た後、県に進達することとします。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法4条の届出について、事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。届出者は多古町に住所を有する法人です。届出地は、中川の農地1筆で、登記地目は田、面積は800㎡、届出理由は駐車場の建設です。備考ですが、令和4年7月7日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、9ページの位置図と10ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 続いて、農地法5条の届出について、事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。譲受人は茨城県つくばみらい市に住所を有する法人、譲渡人は下岩橋在住の共有者2名です。届出地は下岩橋の農地2筆

の一部で、登記地目は畑、面積は合計で488.65㎡、届出理由は駐車場の建設です。備考ですが、令和4年8月10日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、12ページの位置図と13ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については14ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他(1)親睦会会計報告について事務局よりお願いします。

(親睦会会計報告)

相 京 議 長 次に、その他(2)農地のあっせん依頼について事務局よりお願いします。

(農地のあっせん依頼)

相 京 議 長 次に、その他(3)その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(利用状況調査結果の提出について)

(最適化活動記録の提出について)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 5日の水曜日はいかがでしょうか。

相京議長 ただ今、5日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特
にないようなので、来月の総会は、5日の水曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで9月の総会を閉会いたします。